

豊田市農業委員会議事録

令和6年11月28日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和6年11月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第74号 農地法第3条の規定による許可について

議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第76号 農地法第5条事業計画変更申請承認について

議案第77号 農用地利用集積計画の決定について

議案第78号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

報告

耕作放棄地の農地、非農地の判断について

農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (14名)

2番	築山 正樹	3番	中川 豊	4番	中根 敏明
5番	深津 峰男	6番	近藤 和人	8番	石川 文志
9番	梅村 逸次	11番	水野 省治	12番	伊藤喜代司
13番	梅村 貢司	14番	中島 匡代	15番	加知 満
16番	伊藤 政和	19番	杉田 雅子		

<欠席委員> (5名)

1番	鈴木喜一郎	7番	杉浦 俊雄	10番	水嶋 広
17番	倉地 雅博	18番	林 如実		

<事務局説明員>

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	杉本 一浩
主査	神谷 一平	主査	井上 貴道	主査	大河原美世
主査	田淵 友規				

(開会 午後2時00分)

議長：本日、会長が所用により欠席のため、豊田市農業委員会会議規則第16条の規定により、私、伊藤政和がその職務を代理します。

ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。出席状況について事務局より報告を求めます。

事務局：本日の欠席委員は、1番 鈴木喜一郎委員、7番 杉浦俊雄委員、10番 水嶋広委員、17番 倉地雅博委員、18番 林 如実委員、以上5名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

2番 築山正樹委員、19番 杉田雅子委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第74号から第78号までの審議案件5件と、その他の報告案件4件です。

それでは、順次議案を上程させていただきます。

令和6年議案第74号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第74号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

78番、森町の件。

担当推進委員の成田委員からは問題ない旨、ご意見をいただいております。

79番、畝部東町の件。

担当推進委員の成田委員からは問題ない旨、ご意見をいただいております。

80番、和会町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、ご意見いただいております。

81番、幸町の件。

担当推進委員の中尾委員及び原田委員からは、問題ない旨、ご意見いただいております。

82番、四郷町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

83番、四郷町の件。

担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

84番、御船町の件。

担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

85番、穂積町の件。

担当推進委員の梅森委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

86番、深見町の件。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

87番、深見町の件。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

88番、折平町の件。

担当推進委員の田中委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

89番、白川町の件。

担当推進委員の田中委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

90番、明川町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

91番、蘭町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びに意見を伺います。

石川委員：申請事由の規模拡大と経営の効率化というのは、どう違うのでしょうか。

事務局：基本は申請書に書いてある事由をそのまま書いています。

単純に新しく農地を買う場合は規模拡大。元々借りていた農地を買ったり、農地同士を交換したりすることで、効率的に耕作できるようになる場合は経営の効率化という理由で提出される場合が多いです。

石川委員：分かりました。どうもありがとうございます。

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第74号で上程されました14件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長：挙手多数と認めます。

よって、議案第74号は、承認決定されました。

続いて、令和6年議案第75号、農地法第5条の規定による許可申請承認について、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第75号、農地法第5条の規定による許可申請承認について、立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

252番、栄生町の件、資材置場です。

第3種農地です。

判断基準は街区に占める宅地の割合が40パーセントを超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、資材置場として許可申請をせずに使用していたものを、今回の申請で是正するものです。

なお、本件につきましては担当の鈴木委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

続きまして、253番、岩滝町の件、分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員：特に問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、254番、榊塚東町の件、診療所（内科）駐車場です。

第2種農地です。

判断基準は住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、255番、榊塚東町の件、調剤薬局です。

第2種農地です。

判断基準は住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

中川委員：2件とも問題ございません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、256番、幸町の件、宅地造成です。

第3種農地です。

判断基準は街区に占める宅地の割合が40パーセントを超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、257番、幸町の件、宅地造成です。

第3種農地です。

判断基準は街区に占める宅地の割合が40パーセントを超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

深津委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、258番、竹町の件、駐車場です。

第2種農地です。

判断基準は竹村駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40パーセントを超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、259番、竹町の件、作業用通路（一時転用）です。

第2種農地です。

判断基準は竹村駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、260番、中町の件、残土処分（粘土採取）（一時転用）です。

農用地区域内農地です。

判断基準は農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、261番、西田町の件、駐車場です。

第3種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、262番、若林東町の件、分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、263番、若林東町の件、分家住宅です。

第2種農地です。

判断基準は若林駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40パーセントを超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員：6件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、264番、加納町の件、太陽光発電施設です。

第1種農地です。

判断基準はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、265番、四郷町の件、分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村委員：2件とも異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、266番、貝津町の件、分家住宅です。

第2種農地です。

判断基準は浄水駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40パーセントを超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては担当の水嶋委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びに意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第75号で上程されました15件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長：挙手多数と認めます。

よって、議案第75号は、適当である旨承認されました。

続いて、令和6年議案第76号、農地法第5条事業計画変更申請承認について、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第76号、農地法第5条事業計画変更申請承認について。

13番、栄生町の件、変更内容は事業者変更、事業目的変更及び事業区域変更です。

本件は平成5年9月9日付で第5条の転用許可を分家住宅で得ました。許可後、別の場所に住宅を建築することになったため、今回、事業者変更、事業目的変更及び事業区域変更を内容とした事業計画変更承認願が提出されたものになります。

なお、事業者、事業目的及び事業区域が変更となるため、同時に農地転用許可申請がされております。

なお、本件につきましては、担当の鈴木委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨、ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

議長：事務局の説明並びに、地区担当委員の意見をいただきました。ここで、委員の皆さんのご質問並びに、ご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第76号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長：挙手多数と認めます。

よって、議案第76号は、適当である旨承認されました。

続いて、令和6年議案第77号、農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第77号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回ご審議いただくものは、利用権設定のうち、令和6年12月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。9-Aのページ、別紙議案第77号資料①は利用権の総括表になります。次のページ9-Bのページ、議案第77号資料②は1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、9-Aのページ、別紙議案第77号資料①の総括表でご説明させていただきます。

3総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和6年12月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり12筆1万1,465平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

議長：事務局の説明は終わりました。ここで、委員の皆さんのご質問並びに、ご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第77号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長：挙手多数と認めます。
よって、議案第77号は、承認決定されました。
続いて、令和6年議案第78号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第78号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。
農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の委嘱について、別紙のとおり決定する。

次の10-Aのページをご覧ください。次の者について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、委嘱します。松井晃さんを委嘱させていただきたいと考えております。

提案理由は、稲武地区の農地利用最適化推進委員を平成29年7月から2期務めた経験があり、最適化の推進に熱意と識見を有するため、委嘱をさせていただきたいと考えております。

委嘱日は令和6年12月1日としております。

以上です。

議長：事務局の説明は終わりました。ここで、委員の皆さんのご質問並びに、ご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第78号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長：挙手多数と認めます。
よって、議案第78号は、承認決定されました。
続いて、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議案11ページ、別紙11-Aページ及び別紙11-Bページをご覧ください

い。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案12ページをご覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。110番、泉町の案件から、18ページをご覧ください。134番、和会町の案件までの25件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案19ページをご覧ください。

報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。81番及び82番の浄水町の自己用住宅の案件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案20ページをご覧ください。

報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について。161番 花園町の建売住宅の案件から、22ページをご覧ください。172番、渋谷町の共同住宅の案件までの12件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後2時40分)

議事録署名者
